

議第249号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

平成26年7月22日提出

京都市長 門川 大作

相手方	京都市右京区西京極東向河原町5番地 オグラロード・サービス株式会社
事件の種類	損害賠償金の支払の請求
事件の内容	<p>小栗栖排水機場の運転監視業務に係る委託契約（以下「本件契約」という。）を本市と締結した相手方オグラロード・サービス株式会社（以下「オグラロード」という。）は、台風の影響により豪雨が発生した平成25年9月15日から16日にかけて、当該業務を行っていた。ところが、当該業務については、本件契約の仕様書上、職員2人以上で行う必要があったにもかかわらず、相手方オグラロードは、職員1人のみに行わせ、当該職員が同排水機場のポンプの操作を誤った結果、同排水機場の周辺地域を浸水させ、本市に対し、次の損害を与えた。</p> <p>(1) 小栗栖排水機場の周辺地域において浸水被害を受けた市民等に対する賠償額に相当する額</p> <p>(2) 上記(1)のほか、小栗栖排水機場の周辺地域が浸水したことによる本市負担の経費（本市所有の建物の修繕費用、上記(1)の賠償額の算定等のための委託料等）に相当する額</p> <p>上記損害は、相手方オグラロードが本件契約を適切に履行しなかったことにより発生したものであることから、本市は、相手方オグラロードに対し、当該損害に相当する額を支払うよう請求したが、相手方オグラロードは、これに応じようとしない。</p>

また、上記損害は、相手方オグラロードの代表取締役である相手方が重過失により本件契約の履行に必要な体制を構築しなかったことにより発生したものであることから、相手方は、上記損害を賠償する責任を負う。

そこで、相手方らに対し、上記損害に相当する額及び遅延損害金の支払を求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものである。

なお、本件の訴えの係属中に金額が確定し、又は新たに生じた損害については、その賠償の請求を本件の訴えに追加することとする。

また、裁判上の和解は、相手方らが本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。